

## 令和 3 年度組織の見直しについて

### 1 見直しの方針

中長期的な行政需要の変化や人口減少に伴う行政規模の縮小を見据え、よりコンパクトで機能的な組織編成となるよう、令和 3 年 4 月に下記の見直しを実施する。

### 2 本庁の見直し

#### (1) 地域振興部の設置

各地域の特色を生かしたまちづくりを推進するため、まちづくりや生涯学習事業（公民館事業、スポーツ事業）を担う組織として、また、各地域の行政の窓口や防災を担う組織として地域振興部を新設する。

#### (2) 経営管理部の設置

行政資源（予算、人員等）を有効に活用し、より効率的な行財政運営を推進するため、総務部と財務部の機能を統合し、経営管理部を新設する。

#### (3) 都市建設部の設置

建設部門と都市整備部門の連携強化、意思決定の迅速化を図るため、建設部と都市整備部を統合し、都市建設部を新設する。

#### (4) 公民館事業及びスポーツ事業の市長部局への移管

公民館とスポーツに関する事業の成果が、より一層まちづくりに生かされるよう、公民館課とスポーツ振興課の業務を、教育委員会から市長部局（地域振興部）に移管する。

それに伴い、教育委員会事務局の部制（教育部、生涯学習部）を廃止する。

#### (5) 課内室の設置

特定の事業を推進するため、臨時の組織として、課に室を設置することができるものとする。

令和 3 年度は、総合政策課にスポーツ連携室、環境課に斎場整備室、健康増進課に新型コロナウイルス感染症対策室、道路河川整備課に治水対策室、学校教育課にグローバル教育推進室をそれぞれ設置する。

### 3 総合支所の見直し

総合支所が各地域のまちづくりの拠点として、一体的かつ効率的に機能するよう、現在、各総合支所に設置している地域づくり推進課、市民生活課及び産業振興課の 3 課の機能と、各地域の公民館係及びスポーツ振興係の機能を統合して、新たな地域づくり推進課を設置し、課に次の 4 係を置く。

地域づくり推進係	【まちづくりや地域イベント業務など】
市民係	【住民異動の届出、各種証明書の交付などの窓口業務】
保健福祉係	【保健福祉に関する窓口業務など】
公民館係	【公民館事業やスポーツ事業】

#### 4 主な見直し内容

部・局	課	主な内容
総合政策部	総合政策課	スポーツ連携室を課内に設置
	国体推進課	スポーツ連携室から国体に関する業務を移管
	広報課	シティプロモーション課の名称を変更
	情報システム課・危機管理課（総務部から移管）、行財政改革推進課（財務部から移管）	
経営管理部	税務課	市民税課と資産税課を統合
	総務課・職員課・契約検査課（総務部から移管）、管財課・財政課・収税課（財務部から移管）	
地域振興部	地域政策課	地域づくり推進課、住宅課（定住促進関係業務）、公民館課（栃木地域の各公民館係）を統合
	各地域づくり推進課（各総合支所）	地域づくり推進課、市民生活課、産業振興課、公民館課（各地域の公民館係）、スポーツ振興課（各地域のスポーツ振興係）を統合
	市民スポーツ課	スポーツ振興課の名称を変更
	蔵の街課・渡良瀬遊水地課（総合政策部から移管）	
生活環境部	保険年金課	保険医療課の名称を変更
	環境課	斎場整備室を課内に設置
	クリーン推進課	環境課からごみに関する業務等を移管
保健福祉部	福祉総務課	生活福祉課を統合
	高齢介護課	地域包括ケア推進課から高齢福祉、介護保険に関する業務等を移管
	健康増進課	新型コロナウイルス感染症対策室を課内に設置
都市建設部	道路河川整備課	治水対策室を課内に新設
	道路河川維持課	土木管理課を統合
	建築住宅課	住宅課から市営住宅に関する業務等、建築課から市有建築物の整備、維持に関する業務等を移管
	建築指導課	建築課から建築基準法に基づく指導、審査に関する業務等を移管
上下水道局	上下水道総務課	企業経営課の名称を変更
教育委員会 事務局	部制（教育部、生涯学習部）を廃止	
	学校教育課	グローバル教育推進係をグローバル教育推進室として再編

令和3年度組織数： 8部 7局 62課5室 196係（消防本部除く）

前年度組織数： 11部 6局 76課 232係（同上）

比較：部・局数 △2、課・室数 △9、係数 △36